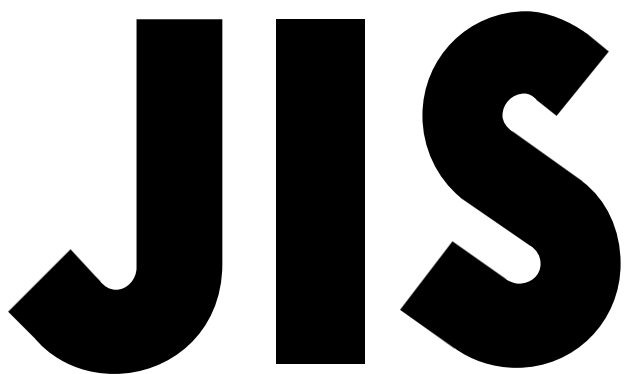




家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－
第 2-28 部：ミシンの個別要求事項

JIS C 9335-2-28 : 2019

(JASMA/JSA)

令和元年 9 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲 月 勝 巳	電気事業連合会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	IEC/ACTAD 議長 (東芝エネルギーシステムズ株式会社)
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	渡 邊 信 公	一般社団法人電気設備学会
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.3.20 改正：令和元.9.20

官 報 掲 載 日：令和元.9.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本縫製機械工業会

(〒105-0004 東京都港区新橋 5-25-3 第 2 一松ビル TEL 03-6435-8190)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	3
5 試験のための一般条件	3
6 分類	3
7 表示, 及び取扱説明又は据付説明	3
8 充電部への接近に対する保護	4
9 モータ駆動機器の始動	4
10 入力及び電流	4
11 温度上昇	4
12 (規定なし)	4
13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧	4
14 過渡過電圧	4
15 耐湿性等	5
16 漏えい電流及び耐電圧	5
17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護	5
18 耐久性	5
19 異常運転	5
20 安定性及び機械的危険	6
21 機械的強度	6
22 構造	6
23 内部配線	6
24 部品	7
25 電源接続及び外部可とうコード	7
26 外部導体用端子	7
27 接地接続の手段	7
28 ねじ及び接続	7
29 空間距離, 沿面距離及び固体絶縁	7
30 耐熱性及び耐火性	7
31 耐腐食性	7
32 放射線, 毒性その他これに類する危険性	7
附属書	9
参考文献	9

	ページ
附属書 JAA（参考）JIS 対応国際規格との対比表	10
解 説	12

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本縫製機械工業会（JASMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 9335-2-28:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、産業標準化法第 12 条第 1 項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

JIS C 9335 の規格群には、約 100 規格に及ぶ部編成があるが、この規格では省略した。

なお、全ての部編成は、**JIS C 9335-1** の“まえがき”に記載されている。

白 紙

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第 2-28 部：ミシンの個別要求事項

Household and similar electrical appliances—Safety— Part 2-28: Particular requirements for sewing machines

序文

この規格は、2002 年に第 4 版として発行された **IEC 60335-2-28** 及び Amendment 1 (2008) を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

この規格は、**JIS C 9335-1** と併読する規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JAA** に示す。

この規格の箇条などの番号は、**JIS C 9335-1** と対応している。**JIS C 9335-1** に対する変更は、次の表現を用いた。

- “置換” は、**JIS C 9335-1** の該当する箇所の要求事項を、この規格の規定に置き換えることを意味する。
- “追加” は、**JIS C 9335-1** の該当する箇所の要求事項に、この規格の規定を追加することを意味する。

変更する箇所に関する情報が必要な場合には、これらの表現に続く括弧書きで示す。ただし、**JIS C 9335-1** の引用項目又は引用箇所は、この規格の作成時に最新版として発効されていた **JIS C 9335-1:2014** を引用している。このため、この規格の発効以降に発効された **JIS C 9335-1** を引用する場合は、その引用項目又は引用箇所が異なる場合があることに注意する。

JIS C 9335-1 に追加する細分箇条番号は、**JIS C 9335-1** の箇条番号の後に “101” からの番号を付け、図番号及び表番号は、“101” からの連続番号を付ける。追加する附属書番号は、**AA**、**BB** などと記載する。

1 適用範囲

置換 (箇条 1 全て)

この規格は、定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下の、家庭用及び類似の用途の電動ミシン (以下、機器という。) の安全性について規定する。

縁かがり縫いミシン及び電気装置は、この規格の適用範囲にある。

通常、家庭で用いない機器でも、店舗、軽工業及び農場において一般人が用いる機器のような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲である。

この規格では、住宅の中及び周囲で、機器に起因して人が遭遇する共通的な危険性を可能な限り取り扱う。ただし、この規格では、通常、次の状態については規定していない。